

議案第 22 号

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 28 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、一部の児童遊園について、児童厚生施設としての種類が変更となることに伴い、この条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例（平成１１年大口町条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表児童遊園の部秋田南児童遊園の項及び北の山児童遊園の項を削り、同表遊園地の部秋田東児童遊園の項の次に次のように加える。

秋田南児童遊園	大口町秋田三丁目２３３番地１
---------	----------------

別表遊園地の部替地もりもり広場の項の次に次のように加える。

北の山児童遊園	大口町上小口一丁目５４番地
---------	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
種類	施設名	位置	種類	施設名	位置
児童館	略	略	児童館	略	略
児童遊園	秋田児童遊園	大口町伝右一丁目1 54番地1	児童遊園	秋田児童遊園	大口町伝右一丁目1 54番地1
	略	略		秋田南児童遊園	大口町秋田三丁目2 33番地1
	仲沖児童遊園	大口町仲沖一丁目4 1番地		略	略
	略	略		仲沖児童遊園	大口町仲沖一丁目4 1番地
遊園地	秋田東児童遊園	大口町秋田三丁目1 55番地6	遊園地	秋田東児童遊園	大口町秋田三丁目1 55番地6
	秋田南児童遊園	大口町秋田三丁目2 33番地1		略	略
	替地もりもり広場	大口町替地二丁目1 87番地		北の山児童遊園	大口町上小口一丁目 54番地
	北の山児童遊園	大口町上小口一丁目 54番地		略	略
	略	略		替地もりもり広場	大口町替地二丁目1 87番地
	略	略		略	略